

労働者の立場から



須賀 恭孝

連合の須賀と申します。よろしくお願いたします。労働者の立場からこの総会の状況についてご報告申し上げたいと思います。

先ほど森實さんから珍しい構図で討議が進められたというお話がありました。言葉は適切でないかもしれませんが、事前に労使がはかりごとをしていました。あまり公表するとよくないのかもしれませんが、特に労働側の代表を務めた、オーストラリアのバローさんという方が、政労使、5人、5人、5人の主要メンバーに対して、どちらかという受け入れ国側で、積極的な労働者の受け入れをしようというグループに働きかけて、その労働側の3人、使用者側の3人を巻き込んで、あらかじめ労使の確認文書を作ってしまうという、私どもから見ると暴挙に近い行動をとって、それで総会に臨んだものですから、起草委員会の中では、その労使の文書に対して、各国の政府代表がいるいと質問をし、クレームをつけることになったという珍しいケースなので、先に紹介をしておきます。また、そうなった背景についても、私の報告の中で少し触れさせていただきたいと思いません。

実はこの総会に先立って、労働者側の意見を集約する場がありました。場所があったわけではなくて、ネット上にその場が設定されたわけです。この場はIDとパスワードを入力してやるという形になっていて、かなり閉鎖的な空間で、なおかつ英語とフランス語とスペイン語のみによる議論ということになっていました。非常に閉鎖的な状況の中で事前討議が進められたというのがある意味特徴です。ネットの実施主体は私どもが関わっているICFTU、あるいはILOではなくて、グローバル・ユニオン・リサーチ・ネットワークが中心になり、“GURN”という略称で呼ばれていました。そこには事前に文書が用意されていて、それを基に、そこでの課題に対して問題意識を持っている、あるいはこれまでいるんな形で移民に関して課題指摘をしてきたICFTUのスタッフとか、ILOの労働側の一部代表のみなさん、GUFのスタッフのみなさん方が中心になって、非常に限られた場の中で、ネットワーク上の議論がされました。

当然私ども連合もこれに参加したのですが、全体のトーンは「資格に拘わらず積極的に移民は受け入れるべきだ、労働組合として当然それを守っていこう」というものでした。さらには、「人の移動は自由なのだ」という“free movement of all people”と表現をされていたのですが、そういう主張が強く前面に出されていました。連合は、移動に関して相当に慎重な姿勢を持っているがゆえに、かなり少数派というふうに異端児扱いをされ、特に事前討議の中ではかなり苦労したという状況がまず1つあります。それをベースにICFTUも対処方針をまとめていこうということで、労働

側の調整がされるわけです。

ICFTU、つまり国際自由労連の対処方針は、次のようになりました。グローバル化が大幅に進展している中で、移民労働に関する重要性は増してきている。またそのことが、労働運動の主要な関心事になっているという認識に立って、全体討議においてはそうした労働組合の関心事について発言をしよう。さらに重要なことはILOの政策立案、あるいはILOを経由した各国の立法制度に、具体的な政策提言をしていこうという主旨でまとめられました。特に、労働者保護に主眼をおいた対応をしようということで、ICFTUの方針が決定されたわけです。

そして具体的には、先ほど紹介したような事前討議の内容なども踏まえて、これから紹介する8つの点について、総会に対する労働者側の事前確認というものをICFTUとして取りまとめました。1つは権利という意味で、「労働者は商品ではない」という、フィラデルフィア宣言をベースとしていこうということです。2つ目には発展という意味です。他国で雇用を探し求める自由を当然持つべきであるが、これが強制されることがあってはならないという意味で発展ということについて述べました。3つ目にグローバル化と貿易という意味で、「ガッツ・モード・フォー」が移民労働者の権利と内国民労働者の利益に影響する可能性について懸念を抱いているという状況にあります。その懸念について具体的なILOの基準は言及を避けている。その「モード・フォー」が、未熟練労働者に拡大適用されるという可能性がある点を前面に出していこうということを確認しました。4つ目に統合という意味で、移民労働者を受け入れる国、社会、経済、政治、および労働組合の生活に統合させながら、一方でそれぞれ独自の文化の伝承、あるいはそれが享受できるということ、成功した移民政策の要であるということを経験という視点でまとめました。

それから5つ目に労働組合員という視点で、労働組合は移民労働者の身分に関わりなく加入を勧め、権利を守る義務があるということをもとめました。6つ目にジェンダーの側面からということで、雇用を求めて移住する女性の人数が大幅に増えている、その女性労働者に対して権利侵害や暴力にさらされる最も弱い立場に置かれていることを訴えていこうということです。

7つ目に移民政策と手続きという意味で、各国の政府の治安に関する強迫観念と移民を管理する政策のため、労働者の移動が制限されているが、この制限的な政策は現実の労働力不足を補うために、経営者が不法移民や人身売買による調達を助長するだけの結果に終わっているという、手続きに対する批判を7つ目にまとめました。

8つ目にILOの役割という意味で、ILOは権利をベースにした労働移動に関するキャンペーンを開始して社会的対話を推進し、また労働市場の諸側面で治安上の配慮がなされるように保証すべきである、という8つのことをICFTUの対処方針としてまとめていったわけです。

先ほど紹介があったように、討議はかなり厳しいものになったわけで、次にお手元のレジюмеにある労働者側会議での議論の状況についてご報告をしたいと思います。先ほども紹介したように、ネット上でかなり限られたメンバーが中心になって、ある程度討議プランが立てられていました。したがってどちらかというと、労働者側委員の会議は、先ほど紹介したオーストラリアのパロー女史の報告会のような形になっていました。そうは言いますが事前に議論をしてきていますから、発言をする国、それを聞く国という形に分かれてしまって、少しいびつな討議が進められたことを最初に報告しておきます。そして、その議論が事前に敷かれたレールの方向に向かって進む形にな

ったので、それに、私どもも含めてやや慎重姿勢を持っている組織や湾岸諸国の一部等がブレーキをかける発言をしたのですが、いかんせんある程度レールが敷かれた議論でしたので、連合そのものの立場としては孤軍奮闘状態にあり、そういう状況で議論が進められました。

特にこの中で中心になったのが、移民の自由であるとか、資格に関わりなく全ての労働者の内国民と同等の社会保障の適用、あるいは資格外入国、就労者の合法化などの実現が議論されました。私どもはそれに対して慎重な姿勢の表明をしたのですが、全体としてはその方向に沿って起草委員会に臨むことが確認され、先ほど政府の方から報告がありました、森實さんがおっしゃっていたような議論につながっていったわけです。

なお、そこでの連合の基本的な意見なり反映してきた事項については、冒頭に堀内さんから紹介がありましたように、「世界の労働」の40ページから43ページに私の報告が載せてありますが、それを事務局にコピーしてもらっています。43ページに、連合としてどういう対応をしてきたのかをまとめてありますので、後ほどご覧いただければありがたいと思います。労働側の議論の特徴がまとめてあります。

レジュメの方に戻らせていただきます。「総会を終えて」ということで、これから先の対応について、連合としての考え方を少し紹介するとともに、今年の12月に宮崎でICFTUの4年に1度の世界大会が開催されますので、その内容について報告をして、私の内容を終わりたいと思います。私ども連合としまして、外国人労働に関する基本的なスタンスなり、あるべき政策の柱となるものの提起が問われているというのを感じています。その大きな柱は次の3点にしたいと考えています。

1つは、就労の資格のあるなしに関わらず、日本に居住する全ての外国人労働者の人権を尊重するということです。とりわけ労働基本権、あるいは日本人と同等の賃金、または労働時間、その他の労働諸条件、そして安全衛生や労働保険法等の適用について、きちんと確保するという。さらには、外国人との共生を目指して、全ての外国人に住宅や公共施設などの社会的インフラが提供できるようにするというのを、考えています。

2つ目に、外国人の単純労働を可能とする在留資格、あるいは就労資格の緩和は行わないということを実行にしたいと考えています。医師や看護師、あるいは介護士などの法律上、わが国の資格を有しなければ就業できない業務独占資格については、資格の国家間の相互認証はしないということにしたいと考えています。

3つ目として、連合の本部はもとよりですが、地方連合会、あるいは構成組織や個別の単組については、NPOのみなさん方と連携をしながら、外国人労働者からの労働相談に積極的に対応するという、この3つを連合として今後の対応の基本スタンスにしたいと考えていることを紹介しておきます。

さらに、特にこの中で重要視しなければいけないことは、外国人に対するダブルスタンダードを許してはならないということであろうと考えます。またもう一方で、単純労働の受け入れに関して今、しきりと議論が進んでいますが、これに関する対応としては、単純労働を可能とするような資格の緩和は行うべきではないと考えています。それは、日本の国内にも非常に大きな雇用問題を抱えているなかで、非典型労働の拡大、あるいは雇用の階層化といったことが進んでいる国内の課題

を改善しないまま、安易に外国人の単純労働を受け入れていくということは、そうした階層化をさらに進める、あるいは場合によってはその階層の底辺部に外国人労働を固定させてしまうという恐れがあるからです。もう一方で、国内には学卒未就業、あるいは大量のフリーター、さらには最近ではニートという問題まで含めて、若い人たちの雇用問題を抱えています。これまでであった高齢者の問題、あるいは女性の社会進出の問題、それらに加えてこうした改善しなければならない課題がたくさんある中で、あえて労働力として外国人の受け入れを求めることはいかなるものかと考えております。そうした単純労働に関して私どもなりの指摘をしておきたいと思っています。

さらに先ほど紹介したような総会の内容を受けて、ICFTUとして先ほど紹介した、この12月に行われる第18回世界大会に向けた運動方針の中では、移民に関する内容が大きく取り上げられています。特にそういう移民の当該者に対して、現在直面している不公正で収奪的な労働条件、あるいは生活条件を改善することを、国際労働運動の大きな責任と課題と位置付けると強調をしています。特にその中で基本原則として、あくまでも移民労働者に対する均等待遇という原則を維持させるということと、ILOの97号、143号条約に代表される、移民に関する代表的な条約の批准を積極的に求める運動をさらに継続強化していくということを柱とした内容で、大会方針の確認をするようにしていることを併せて報告し、少し散漫な説明になりましたが、労働者側の議論の経過、あるいはそれを受けた今後の対応についての報告に代えさせていただきます。以上です。

（すが・やすたか 連合総合労働局長）

戦間期日本の社会研究センター

大原社研と協調会
高橋彦博著

A5判上製・364頁 6090円

協調会の研究

従来「負のイメージ」を払拭して再評価を試みる

法政大学大原社会問題研究所編
梅田俊英／高橋彦博／横関至著

A5判上製・388頁
5460円

〔主な内容〕

序章 ● 協調会研究の現状（高橋彦博）

第1部 ● 協調会の調査事業

1. 協調会における社会調査（高橋彦博）／2. 協調会の組織動向と労働課（梅田俊英）／3. 農村課の組織と調査事業（横関至）

第2部 ● 協調会の調査報告

1. 労働調査報告（梅田俊英）／2. 農村調査報告（横関至）／3. 生活調査報告（高橋彦博）

第3部 ● 協調会の人たち

協調会幹部のプロフィール（高橋彦博）／協調会職員の時静（横関至）／1. 戦時下の協調会と村山重忠（梅田俊英）／2. 協調会農村課長・松村勝治郎（横関至）

第4部 ● 協調会の戦中・戦後

1. 産業福利協会から協調会産業福利部へ（梅田俊英）／2. 町田辰次郎と協調会（横関至）／3. 協調会の解散から中央労働学園の設立へ（高橋彦博）

人名索引／事項索引／協調会役員／主要職員人名録／協調会研究文献一覧

〔協調会史料〕 法政大学大原社会問題研究所監修 協調会研究会編

労働課・情報課保存版

日本社会労働運動資料集成 1920年代～1930年代
マイクフィルム版 全114リール 揃2730000円

日本社会労働運動資料集成〔第二期〕 1931年～1940年
マイクフィルム版 全62リール 揃1575000円

都市・農村生活調査資料集成（全12巻十別巻）
A5判上製 総4760頁 揃2625000円

柏書房

〒113-0021 東京都文京区本駒込1-13-14 TEL.03-3947-8251 FAX.03-3947-8255
<http://www.kashiwashobo.co.jp>

【価格税込】